

○受験資格について

受験資格を有するのは、①に該当する国家資格等に基づいた業務に従事する者及び規定された施設等において法により必置とされている相談援助業務に従事する者（※注1）であって、かつ、要援護者に対する対人の直接的な援助が、その者の本来業務として明確に位置づけられている実務経験期間が通算して5年以上あり、かつその業務に従事した日数が900日以上である者

①国家資格等に基づいた業務に従事する者として規定される資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、管理栄養士、精神保健福祉士

ただし、当該資格業務の実務経験で申し込みを行う場合は、資格登録日以降が算入対象期間となります。資格登録前の業務につきましては、算定できません。

※注1 規定された施設や法律、従事している業務の詳細については試験案内をご確認いただくか、お問い合わせください。